

平成 26 年 5 月 27 日

各 位

株 式 会 社 リ ミ ッ ク ス ポ イ ン ト
代 表 取 締 役 社 長 高 田 真 吾
(コード番号 : 3 8 2 5)
電 話 番 号 (0 3) 6 2 0 6 - 2 2 2 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 11 期定時株主総会において定款一部変更を付議することについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 目的の変更（現行定款第2条）

今後の事業展開に備えるため、事業の目的に項目の追加を行うものであります。

(2) 所在地の変更（現行定款第3条）

今後の事業展開と経営効率の強化を図るため本店所在地を東京都中央区から東京都目黒区に変更するものであります。

(3) 単元未満株主についての権利（新設）

単元未満株主の権利を定めるため、第8条（単元未満株主についての権利）を新設いたします。

2. 定款変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条(条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.コンピュータソフトウェアの企画、設計、開発、販売並びに輸出入 2.コンピュータシステムの企画、設計、開発、販売並びに輸出入	第1章 総則 第1条(現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.コンピュータソフトウェアの企画、設計、開発、 <u>仕入、販売、販売代行</u> 並びに輸出入 2.コンピュータシステムの企画、設計、開発、 <u>仕入、販売、販売代行</u> 並びに輸出入

現 行 定 款	変 更 案
<p>3.コンピュータ及びその周辺装置、端末機器の企画、設計、製造、販売並びに輸出入</p> <p>4.～10. (条文省略)</p> <p>11.<u>作詞家、作曲家及び実演家(俳優、声優、歌手等)のマネジメント、プロモート、斡旋及び養成業務</u></p> <p>12.<u>書籍、雑誌、楽譜の出版及び販売</u></p> <p>13.<u>電子機械装置の研究開発、設計、製造及び販売</u></p> <p>14.<u>微細加工技術を用いたセンサーの製造販売</u></p> <p>15.<u>飲食店、劇場・興行場・遊園地等のレジャー施設及びスポーツ施設の情報提供サービス</u></p> <p>16.労働者派遣事業</p> <p>17.他の会社又は外国会社の株式、持分、又はこれに相当するものを取得所有することによる当該会社等の事業活動の支配及び管理</p> <p>18.当該会社等に対する、助言その他の経営指導</p> <p>19.各種企業に対する投資 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>20.その他適法な商業</p> <p>21.前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p>	<p>3.コンピュータ及びその周辺装置、端末機器の企画、設計、製造、<u>仕入、販売、販売代行</u>並びに輸出入</p> <p>4.～10. (現行どおり) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>11.電子機械装置の研究開発、設計、製造、<u>仕入</u>及び販売</p> <p>12.微細加工技術を用いたセンサーの<u>研究開発、設計、製造、仕入</u>及び販売 (削除)</p> <p>13.労働者派遣事業</p> <p>14.他の会社又は外国会社の株式、持分、又はこれに相当するものを取得所有することによる当該会社等の事業活動の支配及び管理</p> <p>15.当該会社等に対する、助言その他の経営指導</p> <p>16.各種企業に対する投資</p> <p>17.他の会社又は外国会社が行う事業における<u>調査、企画、研修、コンサルティング及び業務支援サービス</u></p> <p>18.<u>コールセンター及びデータセンターの企画、代行、運営</u></p> <p>19.<u>電気・ガス・油・水等の省エネルギーコンサルティング業</u></p> <p>20.<u>電気・ガス・油・水等の省エネルギーに係る機器及び製品の企画、開発、製造、販売及び輸出入</u></p> <p>21.その他適法な商業</p> <p>22.前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>目黒区</u>に置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条～第7条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第8条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第4条～第7条(現行どおり)</p> <p><u>(单元未満株主についての権利)</u></p> <p><u>第8条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>1.会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2.会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>4.次条に定める請求をする権利</u></p> <p>第9条～第48条 (現行どおり)</p>

3. 日程

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成26年6月27日(金曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成26年6月27日(金曜日) |

以上